

議案第102号関連資料  
児童手当制度の改正に伴うシステム改修について

### 1 趣旨・目的

令和4年度から施行される国の児童手当制度の改正により、所得上限の創設及び現況届の提出義務の見直しが行われることから、所要のシステム改修に係る業務委託の費用について、補正予算を計上しようとするものです。

### 2 制度改正の概要

(1) 所得上限の創設（令和4年10月支給分から）

児童手当の特例給付の対象者のうち、所得が一定以上の者を支給対象外とする。

【参考：子ども2人と年収103万円以下の配偶者がいる給与所得者の場合】

収入額目安（年収）	現 行	改 正 後
1,200万円～	特例給付 児童一人当たり 月5,000円	支給対象外
1,200万円 ～960万円		特例給付 児童一人当たり 月5,000円
～960万円	児童手当 児童一人当たり 月10,000円 (3歳未満、第3子以降の小学校修了前の児童は月15,000円)	

(2) 現況届の提出義務の見直し（令和4年分から）

受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、公簿等で支給要件に係る情報を確認することができる場合は、現況届の提出を省略できるものとする。

### 3 補正予算額

予算科目	補正予算額
委託料（システム改修費用）	8,400千円 (全額国庫補助)